

◆政府 子ども・子育て新システム検討会議

『子ども・子育て新システムの基本制度』
政府・少子化社会対策会議で決定される

本日朝に開かれた政府の少子化社会対策会議で、「子ども・子育て新システムの基本制度」が決定されました。今後、消費税関連法案と併せて3月中旬の閣議決定を見据えて、与党の政調会における法案審査の議論等を通じて、さらに検討が進められる見通しです。

本連合会としては、今回示された「子ども・子育て新システムの基本制度」には多くの課題が残ったままであると認識しており、そうした懸念が払拭できるよう、今後も関係方面へ折衝を続けてまいります。

資料については、全日私幼連ホームページに掲載いたしております。

子ども・子育て新システムの基本制度について

平成24年3月2日
少子化社会対策会議決定

子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチームにおいて平成22年9月より「子ども・子育て新システム」の具体的な制度設計について検討を進め、去る平成24年2月13日に「子ども・子育て新システムに関する基本制度取りまとめ」が公表されたことを受け、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」を別添1のとおり定める。

また、別添1に基づき「子ども・子育て新システム法案骨子」として別添2を定め、これに基づき子ども・子育て支援法案（仮称）、総合こども園法案（仮称）並びに子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（仮称）の三法案の作成作業を急ぎ、税制抜本改革とともに今国会への法案提出を行うものとする。